

農林水産商工常任委員会資料

(令和3年3月2日)

【件 名】

1	令和2年取扱事件等の概要について	2
---	------------------------	---

労働委員会事務局

令和2年取扱事件等の概要について

令和3年3月2日
労働委員会事務局

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 令和2年取扱分 … 0件

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 令和2年取扱分 … 3件

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
元年 (調) 2号	A 争議 (A 労働組合)	あっせん	R1. 12.27	団体交渉の 促進	R2. 1.22	打切り	—	(公)三谷 (労)本川 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○労働組合（申請者）が使用者（被申請者）へ団体交渉を申し入れているが、使用者が団体交渉に応じないとして、団体交渉の促進等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○労働組合側：使用者に団体交渉を申し入れているが、使用者が団体交渉に応じない。</p> <p>○使用者側：組合からの団体交渉の申し入れや要求書に対して文書で回答する等きちんとは対応している。</p> <p><事件の経過></p> <p>○令和元年12月27日 あっせん申請</p> <p>○ “ 12月27日 申請者（労働組合）の実情調査</p> <p>○令和2年 1月14日 あっせん員指名</p> <p>○ “ 1月15日 被申請者（使用者）の実情調査</p> <p>○ “ 1月21日 被申請者（使用者）からの不参加表明</p> <p>○ “ 1月22日 あっせん打切り</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
2年 (調) 1号	B 争議 (B 法人)	あっせん	R2. 3.9	60歳以上の 正職員の賞与 削減の適否	R2. 3.30	解決	1回	(公)三谷 (労)本川 (使)和田
<p><申請に至る経緯></p> <p>○団体交渉により、労働条件は従前どおりで定年年齢を60歳から65歳に引き上げることで労使が合意したため、定年年齢引き上げ後の60歳以上の正職員の賞与について、従前の定年後再雇用職員と同様に正職員の賞与から一定割合で減額したものを支給したところ、労働組合(被申請者)が、そのような条件は承知していないと主張し、使用者(申請者)側が説明しても納得せず団体交渉に行き詰まったためあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○使用者側：定年年齢を引き上げる以前、定年後再雇用者の賞与について、正職員への支給額から一定割合で減額した額を支給していたことについては、長年の慣例であり、また、定年年齢を60歳から65歳に引き上げる際に、定年年齢以外の労働条件は従前どおりとすることを労使で合意しているため、60歳以上の正職員への賞与を60歳未満の正職員の賞与額から一定割合で減額とすることには、根拠があり、適正である。</p> <p>○労働組合側：従前の定年後再雇用者の賞与が、正職員より減額された額を支給されていた事実は承知していなかったし、定年年齢を延長する際に会社側から説明もなかったため、60歳以上の正職員の賞与を60歳未満の正職員の賞与額から減額することは納得できない。</p> <p><事件の経過></p> <p>○3月9日 あっせん申請</p> <p>○3月11日 あっせん員指名</p> <p>○3月13日 申請者(使用者)の実情調査</p> <p>○3月17日 被申請者(労働組合)の実情調査</p> <p>○3月30日 あっせん実施</p> <p>あっせんでの話し合いの結果、自主的解決に向け団体交渉を再開することで合意し終結</p>								
事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
2年 (調) 2号	C 争議 (C 労働組合)	あっせん	R2. 3.27	年度末一時金の 引上げ	R2. 4.14	関与解決	—	(公)三谷 (労)田中 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○年度末一時金の大幅減額を提示する使用者(被申請者)に対し、労働組合(申請者)が、使用者側の対応に納得できないとして「年度末一時金の引上げ」を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○労働組合側：使用者側の説明に納得できないため、年度末一時金の引き上げを求めたい。</p> <p>○使用者側：経営上の理由により、年度末一時金の引き下げは避けることができない。</p>								

<事件の経過>

- 3月27日 あっせん申請
- " 申請者（労働組合）の実情調査
- 3月31日 あっせん員指名
- 4月 7日 被申請者（使用者）の実情調査
- 4月14日 あっせん申請取下げ

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 令和2年取扱分 …24件（新規22件、前年繰越2件）

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
元年 (個) 34号	労働者	解雇に関する話合い	R元 12.2	R2 1.21	[前年繰越] 解決 (51日)	1回	解決金の支払 等で合意
元年 (個) 35号	労働者	解雇に関する話合い	12.6	1.16	[前年繰越] 解決 (42日)	1回	解決金の支払 等で合意
2年 (個) 1号	労働者	雇用継続に関する話 合い	R2 1.23	3.4	関与解決 (42日)	1回	あっせん手続 を契機に自主 解決
2年 (個) 2号	労働者	復職に関する話合い	1.31	3.3	解決 (33日)	2回	解決金の支払 等で合意
2年 (個) 3号	労働者	離職に関する話合い	3.6	6.9	関与解決 (96日)	0回	あっせん手続を 契機に自主解決
2年 (個) 4号	労働者	離職に関する話合い	3.30	5.22	取下 (54日)	0回	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
2年 (個) 5号	労働者	離職に関する話合い	3.30	4.7	取下 (9日)	0回	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
2年 (個) 6号	労働者	離職に関する話合い	4.2	4.13	打切り (12日)	0回	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
2年 (個) 7号	労働者	雇用継続に関する話 合い	4.3	8.12 (一時中断)	打切り (43日)	0回	申請者と連絡が 取れない状況と なったため

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打切り理由等
2年 (個) 8号	労働者	解雇に関する話合い	4.14	5.1	解決 (18日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 9号	労働者	離職に関する話合い	6.8	7.27	関与解決 (50日)	0回	あっせん手続を 契機に自主解決
2年 (個) 10号	労働者	職場環境に関する話 合い	6.8	7.3	解決 (26日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 11号	労働者	離職に関する話合い	6.19	7.5	解決 (17日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 12号	労働者	離職に関する話合い	6.23	8.25	解決 (64日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 13号	労働者	契約更新に関する話 合い	6.23	7.27	関与解決 (35日)	0回	あっせん手続を 契機に自主解決
2年 (個) 14号	労働者	離職に関する話合い	6.29	7.17	打切り (19日)	0回	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
2年 (個) 15号	労働者	職場環境に関する話 合い	7.9	9.10	解決 (64日)	1回	職場環境の改善 等で合意
2年 (個) 16号	労働者	離職に関する話合い	8.19	9.11	打切り (24日)	1回	当事者間の主張 の隔たりが大き いため
2年 (個) 17号	労働者	離職に関する話合い	8.24	9.16	打切り (24日)	0回	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
2年 (個) 18号	労働者	雇用継続に関する話 合い	9.29	10.30	解決 (32日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 19号	労働者	離職に関する話合い	10.15	11.8	解決 (25日)	1回	解決金の支払等 で合意
2年 (個) 20号	労働者	契約に関する話合い	10.16	11.2	取下 (18日)	0回	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
2年 (個) 21号	労働者	解雇に関する話合い	11.9	11.24	解決 (16日)	1回	解決金の支払等で合意
2年 (個) 22号	労働者	ハラスメントに関する話合い	12.21	<i>R3 1.12</i>	<i>取下 (23日)</i>	<i>0回</i>	<i>申請者があっせ んを継続しない 旨を表明</i>

※斜体は次年繰越分の取扱状況を示したものである。

(2) 令和2年取扱事件の分類

ア 紛争内容（重複集計）〔件〕

件数 (重複集計)	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
28	19	4	1	4	0

イ 処理状況（実数集計）〔件〕

件数 (実数集計)	解決	取下げ	打切り	不開始	次年繰越
24	15	3	5	0	1

ウ 業種分類（実数集計）〔件〕

件数 (実数集計)	農林・ 建設・製造	情報通信 運輸・郵便	卸売・小売・金融・ 保険・不動産	医療・福祉	サービス
24	7	1	1	8	7

エ 処理日数・解決率

平均処理日数	35日
解決率	75%

※取扱事件の分類は令和2年12月31日現在のものである。

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

※解決率 = (解決) ÷ {(解決) + (打切り)}

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

(1) 相談内容（重複集計）〔件〕

件数 (重複集計)	相談内容（重複集計）				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
306	62	43	94	94	13

(2) 対応状況〔件〕

件数 (実数集計)	対応状況（実数集計）			
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介
234	5	212	6	11

(3) 受付区分（実数集計）〔件〕

件数 (実数集計)	面談	電話	電子メール	手紙
234	44	172	17	1

5 取扱事件数等の推移〔件〕

区分	年	平成28年	29年	30年	31年・令和元年	令和2年
	不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	0
労働争議調整 (新規受付)		0	1	2	2	2
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		26 (全国1位)	29 (全国1位)	36 (全国1位)	35 (全国2位)	22 (全国2位)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	240	245	322	272	234
	重複	379	374	469	407	306

(注)「あっせん」…労働委員会会長から指名された委員（あっせん員）が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち自主的な交渉を側面から援助し、必要な場合はあっせん案を提示して、民事上の解決（和解）に導くもの。